

# 刑弁通信

## □ 進化すべき国選弁護活動

### 1 はじめに

平成 21 年 5 月 21 日の裁判員制度開始から、5 年半が経ち、非裁判員裁判を含めた刑事司法一般が、適正手続 (due process) の根幹ともいえる当事者主義 (adversary system) に根差した、大きな変革の時を迎えており。そして、当職らは、若手弁護士の皆様こそがこの変革を担うに相応しいと考えており、本稿において、進化すべき国選弁護活動という視点から、刑事弁護委員会（以下「当委員会」という。）の国選部会（以下「当部会」という。）の活動につき紹介したい。

多くの会員の方もご存じのとおり、日本の有罪率は 99%強であり、いわゆる「自白事件」が多くを占めている。この「自白事件」について、これまで、弁護人は、どんな公判活動を行ってきたであろうか。ほんの数年前まで、検察官請求証拠を、ただ鵜呑みにして、非開示証拠の開示も求めず、僅少な接見で法廷に臨み、公判では、「全部同意」と述べ、弁号証を提出することではなく、わずか数分の被告人質問で「反省」「謝罪」の問答をし、あとは裁判官の量刑相場に委ねるという、およそ当事者主義からはかけ離れ、裁判官及び検察官に著しくよりかかった弁護活動がまかり通ってきたと言っても過言ではない。調書裁判との批判もなされて久しい。修習生時代にかような光景を見てがっかりした会員も少なくないはずである。

しかし、昨今、裁判員裁判を契機として、非裁判員裁判においても、当事者主義の原則に立ち戻り、自白事件においても、調書裁判から脱却し人証化を図り、行為責任の観点から犯情（行為の危険性及び非難可能性）を軸とした量刑に係る争点整理及び審理がなされるに至っている。但し、残念ながら、本来であれば弁護人が主導すべきこの進化は、今のところ、裁判所主導で、検察官が追随し、弁護人が最後尾につけている現状と言わざるを得ない。

刑事弁護は弁護士のみに許された領域とよく言われるが、それは、被疑者・被告人の立場に立ってその人権を擁護する弁護人の責務が、単に金を稼ぐ仕事ではない、我々弁護士の弁護士たる所以、存在意義を象徴し

ているからではないだろうか。この変革の時、刑事訴訟法、ひいては憲法が求める真なる刑事弁護活動を弁護人の手に取り戻すことができる絶好の機会を前に、是非、新入及び若手弁護士の会員の方々に奮闘して頂きたい。

### 2 起訴前弁護

#### (1) 早期接見の必要性

第一東京弁護士会の「国選弁護人候補者の推薦等に関する規則」は、「身体拘束を受けている被疑者に対する接見は、速やかに行う。」と定め、当委員会が同規則を解釈し取りまとめた「国選弁護活動の手引き」は、「要請があつてから 24 時間以内に接見を行うべきであり、土、日、祝祭日でも同様である。」と規定している。しかしながら、速やかな接見が行われず、数日後によく接見が行われている接見遅滞事例が散見されており、当部会では、毎月、かかる接見遅滞事例を検証している。同遅滞の理由として、「多忙」、「遠方」などと説明されることが多い。

しかし、上記規定は、初回接見が、被疑者にとって、捜査手続や事実関係に関する自らの言い分を弁護人に伝え、黙秘権その他の諸権利及び取調べへの対応について適切なアドバイスを弁護人から受ける非常に重要な機会であることに基づくものである。

昨今、逮捕直後に犯罪の中核的部分に関する調書を作成されてしまう傾向が強い。このタイミングで、被疑者に適切なアドバイスを行い得るのは、弁護人のみである。にもかかわらず、国選弁護人が、「多忙」、「遠方」と言って、初回接見を先送りすることができるであろうか。その間に、被疑者は、自らの権利を認識しないまま、捜査機関のストーリーに沿った調書に、あたかも宅急便を受け取る際の判子のように、指印を押してしまうのである。我々は法曹だから、調書の怖さ、署名の重要性、法令上署名義務がないことを、当然のことのように思っているが、一般の方々はそのようなことは知らない。むしろ、日常から切り離され狭い取調べ室で、捜査機関から「ここに指印押して。」と言われれば、そのまま応じてしまうのが普通であろう。逮

捕勾留の初期段階の取調べにおいて事件の帰趨が決せられる虞がある現状に鑑みれば、速やかな初回接見が不可欠なのは自明であり、「多忙」「遠方」等を理由に、選任当日の接見はおろか、翌日の接見さえも怠ることは、言語道断といえよう。

## (2) 起訴前にやるべきこと

近時、「法テラスの報酬基準では、起訴前に不起訴になるような活動を頑張るのは損で、適当に接見を重ね、公判に持ち込んでお金を稼ぐ」という、耳を疑うような極めて弁護士倫理の低い言動が一部で横行しており、当部会では、不適切弁護につながる事態と危惧している。

起訴前弁護活動は、多方面に及ぶ。まず、勾留・勾留延長請求及び決定前の弁護活動（検察官及び裁判官に対する意見書提出、面接）、準抗告申立、勾留取消請求、接見禁止解除申請、勾留理由開示請求等、各事案に応じて、適宜、被疑者の身体拘束を解くべく弁護活動を行うべきである。特に、実務においては、原則10日、例外として延長20日のはずの起訴前勾留が、延長の法定要件である「やむを得ない事由」を無視した、原則と例外が逆転した運用となっている。この現状に、何らの疑問も呈さない弁護活動が繰り返されていて良いのか、若手弁護士の皆様には、真正面から取り組んで行って頂きたい。

そして、弁護人は、現場に赴き、犯罪の状況を見分し、被害者、関係者、被疑者家族等と連絡を取り、接見時の被疑者の話と照らし合わせることで、早期に弁護側のストーリーを構築していく必要がある。被害者のある犯罪であれば、示談を迅速に進め検察官に報告すべきであり、被疑者が障がいを抱えている事案であれば、医師、社会福祉士、精神保健福祉士等との連携を速やかに進め入口支援に努めなければならない。

弁護人が、かように事実を把握すれば、検察官に対し、十分な資料をもって不起訴処分相当の意見を述べ、また、公判請求が見込まれる事案であっても、起訴後に被告人に有利な証拠を任意開示等で得ると、つまり、将来の公判での弁号証を見据えて、弁護人の意見として、捜査上の問題点を指摘し、弁護側のストーリーを踏まえた適切な意見書を、検察官に適宜提出することができる。

以上のとおり、起訴前は、弁護人にとって、短い期間に、広く且つ深い視野をもって、多くのことを迅速且つ的確に進め被疑者の人権を擁護すべき場面であり、法テラスの報酬基準を見ながら「何すればお金もらえる」などと守銭奴のごとく計算している暇などないことは、明らかであろう。

## 3 公判における弁護活動

### (1) 「全部同意」で良いか？

否認事件のみならず、自白事件であっても、検察官請求証拠を「全部同意」して良いか、その都度、慎重に検討して頂きたい。例えば、十数年前の前科に関する裁判調書等、公訴事実に関連し得ない検察官請求証拠に遭遇したら、「必要性なし」として不同意にし、公訴事実に係る真の争点に審理を集中させるべきである。また、全体的な内容に争いのない調書であっても、ニュアンスが違う、悪い方へ引っ張っているような記載は、「一部不同意」とすべきであろう。

近時、一部の裁判所において、乙号証の採否を留保して、弁護人による被告人質問を先行させる運用がなされているようである。かかる運用は、「罪体立証を弁護人が行っているようだ」と異を唱える向きもある。確かに、罪体の立証責任は検察官にあるのであろうが、当職らは、むしろ、この運用を、「罪体も含め裁判所の心証を被告人に有利に導く絶好の機会を与えられた」と捉えたい。かかる運用がなされれば、当然弁護人の負担は増えるが、当事者主義のもと本来弁護人が負担すべきものが、従前のいびつな調書裁判によりねじ曲げられ、今まで弁護人が楽をしていたに過ぎないと認識を改め、当事者主義の原則に立ち戻り、入念な準備の上被告人質問に臨むべきである。それがひいては尋問技術他弁護人全体のスキルアップにも繋がるといえよう。

### (2) 公判でやるべきこと

まず、弁号証について、現状、非裁判員裁判であっても類型に該当する証拠は検察官から任意に開示される運用が定着しつつあり、また、国選であれば弁護士照会を手数料無償で利用できることから、弁護人が、一切弁号証を提出し得ないという事態は、想定し難く、事案に応じて弁護人が工夫し積極的に弁号証を準備し提出すべきである。

また、弁論要旨についても事前に書面で準備し被告人の確認を得て、公判で明瞭に論じる必要がある。弁論において、弁護人が、その場でぼそぼそと紋切型の口上を述べたら、被告人はどのように感じるであろうか。例え多数の前科を抱える被告人であったとしても、彼の人生にとってその刑事裁判は、単なる儀式ではなく、その後の人生の全てを決する重大なものであることに変わりはない。弁護人の熱意のある弁護活動が被告人に感銘を与え、被告人の更生に資することも多いのであり、被告人を更生させようとの強い意識を持って弁論に臨むべきである。

控訴審においては、被告人質問さえ認められない場合も多いが、被告人にとっては再度自分の主張を述べる場であり、かかる機会を弁護人がおろそかにすることは許されない。原審の弁護人から記録を引き継ぎ、特に裁判員裁判では、公判の記録はかなり絞られているので、任意開示記録や、裁判で採用されなかつた記録も含めて熟読し、被告人の主張に慎重且つ丁寧に耳を傾け、控訴趣意書の作成に全力を尽くすべきである。

上告審においては、確かに被告人の主張が認められることは極めて少ないが、被告人の主張を述べる最

後の機会である。記録だけをみて、漫然と書面を作成してよしとすべきではない。控訴審と同様、記録を引き継いだ上、接見、書面によるやりとり等を通して、被告人の主張に耳を傾け、上告趣意書の作成に全力を尽くすべきである。

なお、上訴審については、修習期間の短縮に伴い、基本的理解に欠ける弁護活動が散見されるところであり、十分な研鑽が必要なことを意識されたい。

#### 4 終わりに

上記を踏まえ、当部会では、起訴前、公判、上訴審の3部作の研修（今年度より新入会員の国選登録要件）を実施し、アップデートした情報及び資料を提供しており、是非ご活用頂きたい。また、当部会では、若手を中心に、マニュアルの作成、研修会の準備・運営、個別事件の問題や基金運用の改訂等に係る議論を活発に行っており、興味のある会員は、当委員会委員、当部会員として、参加頂ければ幸甚である。

以上

(刑事弁護委員会副委員長 西 美友加(49期))

( 同 )

飯野 雅秋(60期))

### お知らせ

## メンタルヘルス・カウンセリングサービス について

### 会員各位

当会は、㈱法研および㈱東京カウンセリングセンターと委託契約し、平成26年6月1日より、メンタルヘルス・カウンセリングを開始しています。すでに東京都弁護士国民健康保険組合に入っている会員は同組合を通じて利用できますが、非組合員であってもこのサービスの利用が可能となります。対象は、会員及びその配偶者・被扶養者です。相談者のプライバシーは厳守いたしますので、安心してご相談ください。お問い合わせは、秘書・広報課（電話：03-3595-8586）までお願いいたします。

第一東京弁護士会